

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和7年11月26日(水) 開会 午後 3時 5分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 4番委員 山本 美香 6番委員 桑野 欣伸 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 13番委員 岡田 敏明 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>9番委員 川人 泰博</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 14番委員 鈴木 隆大 15番委員 廣瀬 佳輝</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について 第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る 意見決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第6号議案 非農地証明願の審議について 第7号議案 非農地通知の審議について 第8号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

6. 農地法第3条許可の取消について
7. 転用届出の訂正について (5条届出)

(農政関係)

1. 令和8年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について
2. 2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案について

(開会 午後3時5分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなりましたので、進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和7年11月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号9番川人泰博委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号13番石田幸夫委員と、議席番号1番岸本昇委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。本日は、農政関係議案からとなります。第1号議案、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案の説明をさせていただきます。議案資料を御覧ください。

第1号議案農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてでございます。辞任しようとする推進委員は、川内地区の農地利用最適化推進委員の廣瀬佳輝さんで、令和7年11月4日付けで、川内会長宛に令和7年11月30日をもって辞任したい旨の辞任願の提出がございました。

農地利用最適化推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条第1項の規定によりまして、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができることと定められておりますことから、本議案において、同推進委員の辞任への同意について、お諮りするものでございます。

辞任の意向を受け、川内担当の各委員さんと協議いたしましたところ、理由を踏まえ、辞任はやむを得ないとの意見で一致いただいたところであります。

なお、本議案に同意が得られた場合、推進委員に欠員が生じることとなりますが、法令上は必ずしも欠員を補充しなければならないという規定はなく、川内担当の各委員さんも、たちまち補充が必要だとは考えていないとのことであります。こういったことから、当面、欠員補充は行わないこととしたいと考えています。ただし、万が一、地域での活動状況等に多大な支障が発生する可能性が予測されるなど、早期の欠員補充が必要という状況となることがあれば、そのときは、改めて総会で欠員補充についてお諮りしたいと考えております。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がございましたが、この件について、委員の皆様の御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、本件を同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 賛成者（農業委員）の過半数により議決

議長 農業委員の過半数の挙手が認められました。よって、廣瀬推進委員の辞任願について同意することといたします。また、欠員の補充については、ただちには行わないことに決定いたしました。御本人は本日欠席でございますが、これまで、川内地区の推

進委員として本委員会に御尽力をいただきましたことに、お礼の意を表したいと思えます。ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして第2号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第2号議案と書いてある資料を御覧ください。

第2号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年9月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧(令和7年9月分)のとおりで、不動・上八万・国府・多家良地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、12月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、12月下旬に地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われると思います。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にないようございますので、採決いたします。第2号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案は、案に異議なしとして承認することといたします。

続いて第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作余力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後13aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後44aに至り、譲受人は対象地において、八朔・甘夏の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後88aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後595aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーとほうれん草の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地3筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後22aに至り、譲受人は対象地において、水稻とブロッコリーの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、応神地区で新規就農面談を行いました。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後3aに至り、譲受人は対象地において、トマトときゅうりの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

第3号議案は以上6件で、対象地は、田6,587㎡、畑503㎡、合計7,090㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月18日の14時より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員と私の委員4名、譲受人側2名、事務局2名の8名です。

譲受人は、譲渡人が農業をやめるという話を聞き、休耕地になるのであれば、米価が高くなっていることもあり、また、自分たちが食べる分くらいは作ってみようかと思ひ、今回の申請に至ったとのことです。

譲受人は、農業の経験はないが、近所の先輩に指導を受けるとのことです。営農に問題はないと思われまふ。今回の申請が許可されれば、対象地で、米の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして5番案件の新規就農面談に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月13日の14時より、5番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名、譲受人側2名、事務局2名の6名です。

譲受人は、現在はサラリーマンだが、将来は親の農業経営を継承するため、今から自分名義の農地を所有し農業経営の経験をしたいと思い、今回の申請に至ったとのこと。作物は米とブロッコリーの二毛作で、今までも週末だけだが親の手伝いで耕作しており、機械等も親が使用しているものがあるため、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、水稻とブロッコリーの栽培から始めて行きたいとのこと。です。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、応神地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして6番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月12日の14時より、6番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、廣瀬委員、鈴木推進委員と私の委員3名、譲受人側2名、事務局2名の7名です。

譲受人は、譲渡人が農業をやめるという話を聞き、休耕地になるのであれば、高齢でも耕作できる面積なので自家消費のための農業をしてみたいと思い、今回の申請に至ったとのこと。基本は夫婦2人で行いますが、収穫の時期とかは孫とかに手伝わせたいという希望もあり、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、自家消費のための野菜の栽培から始めて行きたいとのこと。です。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人

は、所有する農地を進入路に転用するものです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は、全1件で地目は、田のみ 351.91 m²です。転用目的は、その他施設用地となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木建築業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、運送事業を営んでいる借人が露天駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木建築業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

5番と6番は転用者が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、医薬品の販売業を営んでいる借人が物品販売店舗としてドラッグストアに転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自動車修理業を営んでいる譲受人が、露天車両置場に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木工事業を営んでいる譲受人が、通路に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、自動車販売業を営んでいる借人が自動車販売店舗の露天車両置場に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自身が代表となっている土木建築業の会社に貸し付ける、露天貸資材置場に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、水道工事業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が専用住宅に転用するものです。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、設備機器の販売業を営んでいる譲受人が、露天駐車場に転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。系統用蓄電池事業を営んでいる譲受人が、所有権を移転し、蓄電池設置施設に転用するものです。造成・設置については、蓄電池を4基、パワーコンディショナー20基、受変電設備を設置し、設備部分はコンクリートで1mかさ上げする予定です。また、安全性を考慮し敷地境界にフェンスを設けます。計画によると、この蓄電システムは、各種国際的安全規格に準拠した製品を採用し、熱暴走・発火等のリスクを最小限に抑える安全対策を講じており、万が一事故が起こった場合には、周辺農地及び住民への被害を防ぐため、火災検知・通報システム、自動遮断装置の設置を行うとともに、地域消防機関との連携体制も構築するとのこと。本申請について、事前に建築指導課・消防局予防課・環境保全課とは協議済みで、建築指導課については、許可申請の基準に該当するものはなく、消防局予防課についても、設置届出のみでよいとのことであり、届出は後日提出予定とのこと。また、環境保全課に必要な届出は提出済みです。この点については事務局も担当課に確認しております。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、太陽光発電事業を行っている借人が、太陽光発電施設に転用するものです。これまで営農型太陽光発電として一時転用をしていましたが、高齢により営農の継続が困難となったため通常の太陽光発電に変更し、一時転用から永久転用に切り替えます。施設は既存の設備をそのまま継続して使用するとのこと。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、電気工事業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われ。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、2番、3番、5番、6番、7番、9番、11番、14番案件については地区審査を実施しました。また、15番案件は転用規模が大規模になりますが、既存施設から変更がないので、地区審査は実施しておりません。

第5号議案は全16件で、地目は、田17,468.20㎡、畑3,369㎡、その他300.82㎡で合計21,138.02㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地548.82㎡、駐車場・資材置場11,862.10㎡、その他施設用地8,727.10㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思っております。それでは、1番、2番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推進委員 今月12日、10時から1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名、転用者側2名と事務局2名の6名です。

申請地は、金沢二丁目にあり、第2種農地に区分されるとのこと。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用するものです。造成については、

整地をした後に砂利を敷き、隣地への土留めとして鋼板を設置するとのこと。排水については、雨水のみで地下浸透としますが、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名、転用者側2名と事務局2名の6名です。

申請地は、金沢二丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天駐車場に転用するものです。造成については、整地をした後に砂利を敷き、既存擁壁が無い部分にコンクリートブロックを設置するとのこと。排水については、雨水のみで地下浸透としますが、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして3番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月17日、14時から3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、井原推進委員と私の委員2名、転用者側4名と事務局2名の8名です。

申請地は、不動西町二丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天資材置場に転用するものです。造成については、北側の市道と同じ高さまで盛土し、整地するとのこと。排水については、雨水のみで地下浸透及び北側の水路に放流させるため、管轄する土地改良区の意見書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、不動地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして5番、6番案件の地区審査に参加していただいた、

 応神地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月13日の13時30分より、5番と6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、応神町東貞方字西川淵にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が物品販売店舗として、ドラッグストアに転用しようとするものです。造成について、道路高まで盛土し、周囲にフェンスを設置します。排水については、浄化槽、U字側溝及び集水柵を設置し、南側の水路に放流する計画で、地元土地改良区の意見書及び同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たして

おり、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして7番、9番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月12日、15時から7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、石田委員、鈴木推進委員と私の委員3名、転用者側1名と事務局2名の6名です。

申請地は、川内町沖島にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天車両置場に転用するものです。造成はせず整地のみとのことです。排水については、雨水のみで地下浸透させるとのことで、管轄する土地改良区の意見書および水利組合の同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、14時30分から9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、石田委員、鈴木推進委員と私の委員3名、転用者側2名と事務局2名の7名です。

申請地は、川内町平石古田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定して、借人が自動車販売店舗の露天車両置場に転用するものです。造成は周囲に擁壁を設置し、盛土するとのことです。排水については、雨水のみで、U字溝と集水柵を設置し、南側の水路へ放流させるとのことで、管轄する土地改良区の意見書および同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月12日、14時15分から11番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、廣瀬委員、鈴木推進委員と私の委員3名、転用者側2名と事務局2名の7名です。

申請地は、川内町米津にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天資材置場に転用するものです。造成については、進入するためのスロープを砕石で施工するのみで、基本は整地のみとのことです。排水については、雨水のみで地下浸透させるため、管轄する土地改良区の意見書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして14番案件の地区審査に参加していただい

た、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月13日の10時30分より、14番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と近藤推進委員の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、国府町敷地字西ノ窪にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が蓄電池設置施設に転用しようとするものです。造成については、敷地全体を碎石での整地となり、設備部分にはコンクリートを打ち、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。管轄する土地改良区がないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番、7番から16番を許可し、5番、6番を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は、1番から4番、7番から16番を許可し、5番、6番を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地証明願についてご説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は農業用倉庫兼はなれが必要だったため、平成3年に建築し、現在も農業用倉庫兼はなれとして利用されているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年5月30日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番、3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成8年11月からリサイクル業の現場事務所として利用されているとのことです。2番、3番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和52年頃に農業用倉庫を建築し、平成30年頃まで倉庫として利用されていたとのことです。4番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、また、現地が

非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第6号議案は4件で、対象地は、畑のみ1, 288㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の非農地証明願について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、今月18日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

2番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、今月18日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。2番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第7号議案は、以上2件で、対象地は畑のみ752㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書9ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業

の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われま。なお、12番について、新規就農面談を行いました。

今月は、賃貸借権が26件、使用貸借権が15件の合計41件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から5番が、多家良地区5筆・5件、6番から11番が、勝占地区11筆・6件、12番と13番が、上八万地区3筆・2件、14番から18番が、不動地区16筆・5件、19番と20番が、応神地区2筆・2件、21番から28番が、川内地区15筆・8件、29番と30番が、国府地区3筆・2件、31番から34番が、南井上地区5筆・4件、35番から41番が、北井上地区18筆・7件となっております。

権利設定については以上で、田40筆43,150.70㎡、畑38筆46,036㎡の合計78筆89,186.70㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、12番案件の新規就農面談に参加していただいた、上八万地区の奥田推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

奥田推進委員 今月7日の15時から12番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は私の委員1名、借受人2名、事務局2名の5名です。
借受人は、10年以上水稻や野菜の栽培を行っていたこともあり、日本に来日した際、埼玉の農業大学で研修を受け、農業に興味があったので、農地を探していたところ、貸したいリストにあった農地で野菜を栽培したいと思ったとのことです。
借受人は、永住者の資格があり、就労制限がないため、今後継続的に農業を行っていくことに対しては問題ないと思われま。
また、当面は、農機具等は借りて知人と二人で耕作をし、順調に進めば、農地を拡大していき、農機具は購入して農業を行っていきたいとのこと。
結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も耕作面積を増やし、耕作を行ってもらいたいと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言がいようですので、採決いたします。第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案は全案件を承認することに決定いたしました。
続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願ひします。

事務局 それでは報告事項について説明します。
議案書16ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得4件受理しました。
議案書17ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件受理しました。
議案書18ページと19ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。9件受理しました。
議案書20ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件受理しました。
議案書21ページを御覧ください。5番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。
議案書22ページを御覧ください。6番は、農地法第3条許可の取消についてです。1件取消しました。
議案書23ページを御覧ください。7番は、農地の転用の訂正（5条届出）についてです。1件受理しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
特にないようですので、次の農政関係の報告へ進めます。
報告事項(1)令和8年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について及び報告事項(2)2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案についてをまとめて事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 それでは、農政報告の(1)、令和8年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について、ご報告いたします。
「報告（農政関係）」という資料をご覧ください。
9月29日、川人会長はじめ役員6名で遠藤市長に提言を行いました各項目につきまして、市長から（11月25日付けで）回答がありましたので、順に報告をいたします。1ページをお開きください。
一つ目は、「市街地農業への支援について」ということで、市街化区域内農業の維持のために、(1)では市の農業振興ビジョンに基づいた市街地農業の支援施策を実施すること、(2)では固定資産税や都市計画税の減免措置を行うことを要望いたしました。それでは回答を読み上げますが、(1)は、前半は既成事実やこちらの説明の復唱になっておりますので省略しまして、下から4行目の部分から読み上げます。
——— 読み上げ ———
という回答でした。
難しい課題ではありますが、市街地農業の維持のために必要な施策ですので、根気よく提言を続けるしかないのかなと考えております。
続きまして2ページをご覧ください。二つ目の「遊休農地の発生防止及び解消に向けた取り組みについて」は、再生支援事業の周知や取り組みやすい市独自の支援策の創設、対応策などの情報提供、コンクリートの除去支援をお願いしました。それでは、回答を読み上げます。
——— 読み上げ ———
という回答であります。
(3)については、独自の支援を実施している市町が全国で複数あり、本市でも取り組めないかとの要望でしたが、市の考えは既存の事業の活用をとのことです。いくつか調べてみましたが、やはりそれなりの規模や集団性、グループとしての地域的な計画

書の提出が必要であるなど、個人では難しそうなので、複数人で相談して問い合わせただけだったと思います。

最後に4ページ、三つ目の「担い手の育成支援について」では、物価高騰支援策やスマート農業の推進、新規就農者のフォローアップ、農業法人の育成について要望いたしました。それでは回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

という回答でした。これらの回答については、年末に発行される「農業委員会だより」に掲載予定です。市長提言に対する回答の報告は以上です。

議長 只今の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

全委員 意義なし

事務局 続きまして、農政報告(2)の「2026年度 徳島県重点農業施策に関する政策提案」につきまして御報告いたします。

資料の「報告(2)」を御覧ください。これは県農業会議が各農業委員会の意見を集約して実施したもので、県知事への提言内容と副知事のコメントについて掲載しております。

1枚めくっていただきまして、裏側に概要が書いてあります。10月2日、県庁におきまして、さらに次のページには出席者一覧も付いておりますが、徳島県農業会議の副会長であります本委員会の川人会長を含む8人が参加し、知事への政策提案を、村上副知事と面会形式で実施したということです。

村上副知事のコメント要旨も記載されておりますが、後で説明します。さらに名簿のページもめくっていただいて、大きな表題「2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案」と書いてある資料に移ります。さらに1枚めくって、「はじめに」というのも飛ばしまして、「目次」を御覧ください。この度は、最後の農業委員会組織の体制強化を含め、大きく5項目について、提言を行っております。

本農業委員会も、7月総会で「県への提言」として議決し、県農業会議へ意見を提出しておりました。

この資料の1ページをご覧ください。「食料安全保障の確保に資する生産基盤の強化」ということで、畦畔管理省力化の指導や農地中間管理機構の機能強化、また2ページに移りましては、営農型太陽光発電について、適正な営農がされているかの判断基準の明確化や営農継続のための技術指導、期間満了後の適切な処置指導など、要望しております。

3ページを御覧ください。大きなローマ数字のⅡ番として、「生産・販売力の強化」ということで、令和の米騒動を受けた今後の安定したコメ生産への政策構築、主要ブランド品目の技術的課題への取組み強化と情報提供、スマート農業の実証支援や普及指導の徹底の他、2番の「販売及び輸出の強化」として、県主導の地域商社「産業国際化支援機構」などを通じた県産農産物のPR強化、輸出拡大や相手国の規制に対応できる産地づくりについての提言がされております。この産業国際化支援機構は昨年の11月に立ち上げられ、日本貿易振興機構(ジェトロ)と連携して県産品の国内外へのPRを行う機関です、

本委員会からは、この1番の(1)に記載のあるコメ政策については、当時、政府は「増産する」ということでしたが、「政策についての情報提供と稲作農業への支援強化」を求めておりました。現在では政府も方針返還をしましたが、いずれにしてもコストに応じた価格で安定して取引できるよう、輸出などの需要の掘り起こしも含めて、稲

作農業への支援を推進していただきたいと思います。

続いて、4ページの大きなⅢ番でございますが、「担い手の育成及び労働力の確保」ということで、新規就農者への技術指導の強化、親元就農への補助規制緩和、県単事業のメニューの充実、そして先日県から事業開始の案内があった「空きハウスの貸借のマッチング」への取組みなどが提言されております。

5ページにつきましては、女性農業者の活躍支援、外国人労働力の確保、バイトアプリの周知やスマート農業の支援サービス事業体の育成などを求めています。

6ページに移りまして、大きなⅣ「持続可能な地域農業の実現」ということで、地域計画見直しの話し合いを進める上で必要となる、話し合い継続そのものへの支援、中山間地域向けの地域農業存続への支援強化、農業・食への県民への理解醸成などを求めたほか、7ページに移りまして、有機農業など「エシカル農産物」の生産技術指導や認知度向上、気候変動に対応した品種開発や普及、水利施設の長寿命化対策、農作業事故撲滅へ向けた労働環境の保全に係る経営者の事務負担への支援、鳥獣害対策の施設更新への支援やジビエの活用促進などが提言されております。

で、ページ戻りまして6ページの一番下の、(4)番でございますが、3行目以降の部分につきましては、本委員会からも「生産コスト等の情報共有による適正価格形成」を要望してありましたところ、県民への情報発信という形でしていただいたようでございます。

8ページに進みます。大きなⅤ番「農業委員会組織の体制強化」ということで、「地域計画」実現に向けた専任職員配置の予算化や事務の簡素化、委員会業務の執行に係る情報共有体制の整備について提言しております。

提言の内容については以上になりますが、これを受けての副知事のコメントが先ほど飛ばしました資料の裏表紙のほうにありますので、御覧ください。

I番では農地中間管理機構の取組みの加速化に言及し、営農型太陽光発電の適正化の重要性については認識をいただいているようでございます。

II番では米価の適正化や基盤強化に取り組むこと、Ⅲ番では親元就農支援のほか、中古農機の活用に関及してありますが、先ほど言いましたように空きハウスの貸借マッチングについては、さっそく取り組んでいただいたようでございます。

Ⅳ番、Ⅴ番については記載のとおりでございます。

また、4番の意見交換では記載のような内容での意見交換を行ったようです。川人会長もこれらの件について色々と意見をしてくださったようでございます。お世話になりました。

それでは、簡単ではございますが、政策提案の説明について、報告を終わります。

議長 只今の説明につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

瀬畑委員 たくさんあるのですが、実現されているものは何がありますか。

事務局 県知事への提言では空きハウスの対策ですとか、取り組んでいただいております。ただ市長への提言の方については、なかなか予算が取りにくい様でして、令和4年、5年に物価高騰対策で支援策が出たり、国の補助金がもらえたりしたら取り組んでいただいたりしています。もうちょっと取り組んでいただければいいんですけども。

議長 他に御意見はございませんか。

政岡委員 気候変動の対応についてですけど、資料7ページの「気候変動への対応及び労働環境の保全」という部分で基幹的農業水利施設の長寿命化対策を今後も計画的に実施するとありますが、現時点で補助金とかあるんでしょうか。それとも謳っているだけで。もう農業用水の老朽化がひどくて、これを直していただければ水利費が無くなる。できることならこれを重点的にやってもらいたい。もっと農業委員会が県とか国に対して水利関係の基盤の事をもっときっちりと言ってもらいたい。できたら90%以上の補助をしてもらわなければとてもじゃないけどよう直せない。それをどないかと思うんですけどね。

議長 そうですね。どこも耐用年数が過ぎているものばかりですので、そういう運動をしていったらいいと個人的にも思いますね。

政岡委員 ここ1、2年は、米の価格が高いので、自分たちで修理費を出せる機会かもしれないけれど、修理費はやはり高いので、もっといい方法の検討や補助金の上乗せをして欲しいです。

事務局 今の件につきましては、この提言をまとめたのが県農業会議ですのでそちらに聞いたりして調べさせていただきます。

議長 他にございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は12月22日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。